

矢板市都市公園使用補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市公園を使用する市内に在住の個人又は団体（団体にあつては、市内に事務所又は事業所を有する団体に限る。）に対して、都市公園使用補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、イベント開催や物品販売を促進し、都市公園利用者の利便性の向上を図り、もって都市公園の賑わい創出及び魅力ある公園づくりに資することを目的とする。

(補助金の交付対象者)

第2条 交付対象者は、矢板市都市公園条例（昭和44年矢板市条例第1号。以下「条例」という。）第3条第1項又は同条第3項の許可を受けた市内に在住の個人又は市内の団体とする。この場合において、2以上の個人及び団体が共同して都市公園を使用しようとする場合は、その代表者（以下「代表申請者」という。）が申請するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、条例第8条の規定により算出された使用料の全額とする。

2 一の会計年度における同一の交付対象者（代表申請者が交付対象者となった場合には、当該代表申請者と共同して都市公園を使用する個人及び団体を含む。）の都市公園使用回数の合計が20回以上となる場合には、20回につき、20,000円を前項の額に加算する。

3 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（2以上の個人又は事業者の代表が交付対象者となった場合には、代表者に限る。以下「申請者」という。）は、都市公園使用補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に

提出しなければならない。

- (1) 使用料納付書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、申請書の内容を審査し、その結果及び補助金の交付額について、都市公園使用補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による通知を受けた申請者は、都市公園使用補助金交付請求書（別記様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 都市公園使用補助金交付決定通知書の写し
- (2) 振込みを希望する口座の通帳の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の請求期限は、当該事業が完了した日から起算して60日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(補助金の返還等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、交付した補助金の全部又は一部を取り消し、都市公園使用補助金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により、当該交付決定者に通知するものとする。

- (1) 不正な手段等により補助金の交付を受けた場合
- (2) その他市長が相当の事由があると認める場合

2 市長は、前項の事実が発生したときは、都市公園使用補助金返還命令書（別記様式第5号）により、当該補助金の全部又は一部の返還を当該交付決定者へ命ずることができる。

3 市長は、前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けた者にやむを得ない特別な事情があると認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。